



諸外国に対する電子商取引 関連ヒアリングの結果

令和7年6月23日

総務省統計委員会担当室

1 諸外国に対するヒアリングの実施状況

- ▶ 各国の電子商取引関連調査の実態を把握するため、諸外国の統計機関に対してヒアリングを実施。
- ▶ 各国の回答状況：
 - ▶ 回答あり： 韓国、米国、カナダ、ドイツ、ベルギー、エストニア
 - ▶ 回答なし： オランダ、スペイン、デンマーク、英国
(ヒアリングに代えて、事務局が公表資料に基づき整理)
- ▶ 各国に対する質問事項は、「(参考) ヒアリングにおける質問事項」(本資料の9～13ページ)のとおり。

2 データの利活用の目的

- ほとんどの国において、OECDやEurostatなどの国際機関への提供が挙げられている。

(参考) EUの電子商取引関連データ収集の背景

EUのDX推進に係る政策計画“Digital Decade policy programme”では、企業のDXに関するKPIを設定しており、当該KPIの構成要素の1つとして、電子商取引のデータが用いられている。

- その他、以下の目的が挙げられている。
 - デジタル消費市場規模の把握
 - デジタルSUTの推計
 - デジタル貿易の把握

3 電子商取引の定義

- 調査における電子商取引については、OECDにより、以下のとおり定義されている。

「電子商取引（eコマース）とは、受注又は発注を目的として特別に設計された方法により、コンピュータネットワークを介して行われる財又はサービスの販売又は購入をいう。決済や財又はサービスの最終的な提供は、オンラインで行われる必要はない。電子商取引は、企業、世帯、個人、政府その他の公的な又は私的な組織の間で行われる可能性がある。ウェブ、エクストラネット又は電子データ交換（EDI）による注文は、含まれる。電話、ファクシミリ又は手入力の電子メールによる注文は、除かれる。」

- 欧州を中心として、多くの国でOECDの定義を採用しているが、一部の国では、電子メールを介した取引を含むなど差異も見られる。
- その他、小売業・サービス業を対象とした調査において、「オンラインでの注文と支払の機能を有する取引」と、OECDの定義より狭く定義している国もある。

4 電子商取引の調査対象産業

- EU諸国では、Eurostatモデル調査と同じ範囲になっているのを始め、ほとんどの国では、モデル調査と同じかそれより広い範囲になっている。
- Eurostatモデル調査において、調査対象としている産業の範囲については、以下のとおり。

C 製造業 D 電気、ガス、蒸気及び冷房の供給

E 水の供給、下水・廃棄物の処理・修復活動 F 建設業

G 卸売業・小売業、自動車及びオートバイの修理 H 運輸業、倉庫業

I 宿泊、飲食サービス活動 J 情報通信業 L 不動産業

M 専門的、学術的、技術的活動 N 管理、補助的サービス活動

5 統計調査と項目の結果精度

- ▶ 統計調査への回答率は、国によって高低がある。回答率が比較的低い一部の国では、その理由として調査が任意である点を指摘（他国の回答義務については不明）。
- ▶ 電子商取引に関する調査事項の回答率については、算出していない国が多い。算出している国をみると、一部の国は、統計調査への回答者の大半が当該調査事項に回答している一方、別の国では、産業による差異が顕著。
- ▶ 統計調査への回答率が低い国は、電子商取引に関する調査事項の標準誤差率が高い。ある国では、結果精度の低さによりデータ公表を取りやめた実績あり。

6 統計調査の困難な点及び解決策

- 電子商取引に関する結果精度について、複数の国から以下のような点が指摘されている（解決策への言及はなし）。
 - 電子商取引の定義に関する回答者の理解不足
 - 企業の記録と電子商取引の定義との不一致
 - 他統計との計数の不整合
- その他、結果精度の維持・向上に向けて各国から示された解決策は、以下のとおり。
 - 電子商取引の担当者が総売上高を把握していない場合の対応策として、電子商取引の総売上高に占める割合ではなく金額を調査
 - 低回答率への対応として、次回の調査における標本規模を拡大予定
 - 欠測値の補完や回答結果の確認に際し、オルタナティブデータ（税務データ）などを活用

まとめ

- データニーズについては、ほとんどの国において国際機関へのデータ提供を指摘。このほか、デジタルSUT推計のためとする国もみられた。
- 国際比較可能性の観点からは、取引の定義や調査対象産業について、一部の国を除いて、OECDやEurostatモデル調査に基づく国が多い。
- 継続して調査を実施している諸外国においても、調査実施上の困難な点として、定義に関する回答者の理解不足や、企業の記録と取引の定義との不一致など、結果精度に関する点が指摘された。
- 他方で、国によっては、自国のデータニーズの観点から必要となる結果精度を確保しつつ、調査が実施できているとの声も聞かれている。こうした国について、更に調査実態を調べていくことが有益か。

(参考) ヒアリングにおける質問事項

貴国において把握されている「電子商取引の売上高（総売上高に占めるシェア）」のデータについて伺います。電子商取引を把握するために実施している統計調査ごとに御回答ください。

1 電子商取引の調査結果の利活用

(1) 貴国において電子商取引を把握するために実施している統計調査の名称は何ですか。
統計調査の名称（ ）

(2) この統計調査で把握した「電子商取引の売上高（総売上高に占めるシェア）」のデータをOECDのデータベースに提供していますか。

※ 当該データは、一般に、OECDのデータベース「OECD Data Explorer」 (<https://data-explorer.oecd.org/>) の「ICT Access and Usage by Businesses」に「コンピュータネットワークを介して受けた注文」という指標として掲載されています。

- ・ はい
- ・ いいえ（提供していない理由を具体的に： ）

(3) この統計調査で把握した「電子商取引の売上高（総売上高に占めるシェア）」のデータは、OECDへの提供以外にどのように利活用されていますか。以下の中から全て選んでください。

- ・ デジタル消費の市場規模の把握
- ・ デジタルSUTの推計
- ・ デジタル貿易（主に輸出）の把握
- ・ その他の政策（分かる範囲で具体的に： ）
- ・ OECDへの提供のみに利用

(参考) ヒアリングにおける質問事項 (続き)

3 統計調査と項目の結果精度

(1) この統計調査における「電子商取引の売上高（総売上高に占めるシェア）」の結果精度は、上記1の利活用の目的に照らして、十分な品質を確保できていると思いますか。

- ・ はい
- ・ いいえ
- ・ わからない

(2) この統計調査における「電子商取引の売上高（総売上高に占めるシェア）」の直近の回答率 (Unit Response Rate) ※は何%ですか。

※ 回答率URR：対象全体に占める適格な（すなわち、条件を満たす十分なデータを報告した）ユニット（単位）の（ウエイト付けされていない）割合

- ・ (%) (時点：)
- ・ URR以外の回答率を使用 (%) (時点：) ,
回答率の定義を書いてください ()
- ・ 算出していない

(3) この統計調査の直近の回答率 (Unit Response Rate) は何%ですか。

- ・ (%) (時点：)
- ・ URR以外の回答率を使用 (%) (時点：) ,
回答率の定義を書いてください ()
- ・ 算出していない

(参考) ヒアリングにおける質問事項 (続き)

- (7) この統計調査において「電子商取引の売上高（総売上高に占めるシェア）」を把握するに当たり、オルタナティブデータ（行政記録情報や民間ビッグデータ）を活用していますか。
- ・ はい（活用しているデータを具体的に： ）
 - ・ 今は活用していないが今後活用予定
 - ・ 活用していないし、今後も活用の予定はない
- (8) この統計調査において「電子商取引の売上高（総売上高に占めるシェア）」を把握するに当たり、困難な点やその解決策があれば、教えてください。
(自由記入欄)